令和８年度

品川区職員（看護師・歯科衛生・栄養士）募集案内

令和８年１１月６日
品　　川　　区

この採用選考は、品川区の「任期の定めのない常勤職員」の採用予定者を決定するために実施するものです。

１　採用職種・受験資格および採用予定人数

職種	採用区分	受験資格	採用予定数	勤務場所
看護師	Ⅱ類	国籍（※１）を問わず、次の①、②を満たす方 ①　昭和５７年４月２日以降に生まれた方 ②　看護師免許を有する方（令和９年３月３１日までに免許登録済みで免許の交付を申請中の方、令和８年度に国家試験を受験し免許取得見込みの方を含む）	若干名	保育園、一時保護所、区役所など（敷地内禁煙）
歯科衛生	Ⅱ類	国籍（※１）を問わず、昭和６２年４月２日以降に生まれ、歯科衛生士免許を有する方で、次のいずれかに該当する方（令和９年３月３１日までに卒業し、免許登録済みで免許の交付を申請中の方、令和８年度に国家試験を受験し免許取得見込みの方を含む） ①　平成１６年文部科学省厚生労働省令第５号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則により指定を受けた修業年限３年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方 ②　上記の改正前の規則により指定を受けていた修業年限２年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方	若干名	保健センター、区役所など（敷地内禁煙）
栄養士	Ⅰ類	国籍（※１）を問わず、次の①、②を満たす方 ①　平成９年４月２日以降に生まれた方 ②　管理栄養士の免許を有する方（令和９年３月３１日までに免許登録済みで免許の交付を申請中の方、令和８年度に国家試験を受験し免許取得見込みの方を含む）	若干名	区役所、保健センターなど（敷地内禁煙）

※1　受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

ただし、次の方は応募できません。

- 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（最終ページ≪参考≫参照）
- 現に品川区の職員である方
 ※ただし、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

２　採用予定時期

令和９年４月１日以降

３　選考方法・日程

（１）第一次選考

選　考　日	令和８年１２月１２日（土）
選 考 方 法	論作文（課題式：１，０００字以内　８０分）
合 格 発 表	令和８年１２月下旬以降（予定）※合否に関わらず、受験者全員に通知します。

※　第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

【参考】過去の作文課題　　※過去の出題実績であり、本年度の出題内容を示すものではありません。

（看護師）令和７年度：公立保育園における看護師の役割と、あなたが特に取り組みたいと思うことについて、具体的に述べてください。

令和６年度：公立保育園における看護師の役割と具体的に取り組むべき内容について、あなたの考えを述べてください。

（歯科衛生）令和７年度：あなたが品川区の歯科衛生士を目指した理由や、歯科口腔保健の仕事にやりがいを感じることについて述べてください。

令和６年度：品川区における歯科衛生士の役割と歯科口腔保健の推進に向けた取り組みについてあなたの考えを述べてください。

（栄養士）令和７年度：品川区の栄養士として、区民にどのような姿勢で向き合い、どのように信頼関係を構築すべきかを具体的に述べてください。

令和６年度：自治体における栄養士に求められる役割について、あなたの考えを述べてください。

（２）第二次選考（第一次選考合格者対象）

選　考　日	令和９年１月上旬～下旬（予定）
選 考 方 法	面接
最終合格発表	令和９年２月上旬以降（予定） ※合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

※　令和８年１２月１２日（土）に第一次選考を実施する**「品川区職員（栄養士）」と「品川区職員（臨時的任用）採用選考（栄養士）」は併願でのお申し込みが可能**です。
希望される場合は、別途、「品川区臨時的任用職員募集案内」をご確認の上、お申し込みください。

４　選考会場

品川区役所（品川区広町２－１－３６）
（JR 京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩８分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩５分）

※　選考会場の詳細は、メールでお知らせします。

５　申込手続き・受験案内

①　申込方法

品川区職員採用案内 HP（https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top）より申し込みが可能です。ＨＰ内の「エントリー」から「常勤職員/医療技術系職種」を選択し、エントリーフォームに基本情報（氏名、住所など）を登録してください。顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問１」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。ファイルの推奨サイズは、縦 560 ピクセル、横 420 ピクセル、縦横比 4×3 の比率です。

【品川区職員採用案内ＨＰ　ＱＲコード】

② 受付期間

令和８年１１月６日（金）～令和８年１２月２日（水）午後５時００分【受信有効】

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

③ 第一次選考の案内について

エントリーフォームの登録完了後に、登録されたメールアドレス宛に第一次選考の案内を通知します。なお、１２月７日(月)までに第一次選考の通知が届かない場合は、１２月８日（火)以降に、品川区人事課までお問い合わせください。

６ 勤務条件等 ※ 令和８年４月１日現在

（１）給与（地域手当含む）

職種	月額
看護師	約 279,000 円～（短大３卒） 約 273,720 円～（短大２卒）
歯科衛生	約 265,560 円～（短大３卒） 約 258,000 円～（短大２卒）
栄養士	約 279,720 円～

※ 住居手当、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の各種手当が規定に基づき支給されます。

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※ 採用前の職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。

（２）勤務日・勤務時間

勤務日	月曜日～金曜日
勤務時間	1 日 7 時間 45 分、1 週間 38 時間 45 分

※ 職場により土・日・祝日に勤務となる場合もあります。

※ 保育園勤務の場合は、月曜日～土曜日で 1 週間につき平均 38 時間 45 分の変則勤務、午前 7 時 15 分～午後 7 時 30 分（夜間保育実施園は最長で 10 時まで）のうち 1 日 7 時間 45 分の交代勤務で、4 週間のうち日曜日と指定された 4 日が週休日です。

※ 一時保護所勤務の場合、週休日は 4 週間について 8 日、勤務時間は休憩時間を除き、1 日実働 7 時間 45 分の交代勤務となります。(24 時間体制の交代制勤務を含む勤務形態)

（３）有給休暇等

１年度間に２０日の有給休暇が付与されます。その他に、夏季休暇、妊娠・出産休暇、育児休業、慶弔休暇等があります。

７ 問い合わせ先

〒１４０－８７１５ 品川区広町２－１－３６
品川区役所区長室人事課人事係(本庁舎５階)
電話：０３－５７４２－７１４０(直通) ＦＡＸ：０３－５７４２－６８７２

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

求職者等へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する対応について

品川区では求職者等に対するハラスメントについて、「求職者に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する取扱要領」を定め、対策に取り組んでいます。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下の通り当区ホームページをご覧ください。
（https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/boshu/shokuinboshu/1011172.html）

令和８年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について

（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）

配属先によっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用後の配属先や従事する業務に制限がかかります。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

《参考》　地方公務員法第１６条

受験資格にある、地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する者とは､以下の者をいいます。

１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【品川区役所　案内】

